

# 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の今後の評価について

令和7年12月15日  
器具・容器包装部会  
資料 料 2

- ポジティブリストに掲載された既存物質のリスク評価については、本年6月に開催された本部会において、リスク評価の優先度が高いと考えられる物質（物質群6）について、知見が収集されたものから順次、食品安全委員会にリスク評価の依頼をすることとされた。
- 現在、国立衛研を中心にリスク評価に必要な知見の収集を進めており、その結果に基づき、今後、年間4～5物質程度を目途に、食品安全委員会にリスク評価の依頼を行うこととしたい。
- 毎年4月ごろにリスク評価の依頼を行うこととし、8～10年程度の期間に、優先度高いと考えられる物質の評価を完了したい。

# リスク評価の優先度の分類方針

## 器具・容器包装のリスクの特徴

- ポジティブリスト制度の施行前のリスク管理水準において、対象物質に起因する大きな健康被害は報告されておらず、同水準のリスク管理は、施行以降も継続されている。
- 一般的に基材（合成有機高分子物質）は、分子量が数万～数百万と大きく、食品へ移行する可能性は低く、移行しても生体に吸収されない。そのため、リスクは低いと考えられる。
- 一般的に添加剤は、基材（合成有機高分子物質）の物理化学的性質を変えるために最終製品に残存することを意図して用いるものであり、食品への移行を意図して用いるものではない。そのため、将来的に対象物質のばく露量が大きく増加する可能性は低く、リスクはポジティブリスト制度の施行前と変化しないことが予想される。



	説明	安全性に関する考察
物質群 1	食品成分又は食品添加物に該当する物質	器具・容器包装からのはく露量の寄与率は低いこと、ばく露実績も十分あることを考慮すると、安全性に問題はない。
物質群 2	分子量1,000以上の物質（重合体に限る）	食品へ移行しにくい、生体に吸収されにくいため、安全性に関する懸念は低い。
物質群 3	米国、EUのいずれか又は両方で食品添加物として認可されている物質	米国、EUでリスク評価済みであり、器具・容器包装からのはく露量の寄与率は低い。使用実績も十分あるため、安全性に関する懸念は低い。
物質群 4	米国、EUのいずれか又は両方で合成樹脂等の添加剤として使用が認可されている物質	米国、EUでリスク評価済みであり、使用実績も十分ある。国内での使用実態は米国、EUと大きく変わらないため、安全性に関する懸念は低い。
物質群 5	物質群1～4以外のはく露量が低い物質	ばく露量が少ないため、リスク評価の優先度が低い。
物質群 6	物質群1～4以外のはく露量が低くない物質	リスク評価の優先度が高い。

# リスク評価の優先度の分類結果

	説明	物質数	リスク評価の優先度
物質群 1	食品成分又は食品添加物に該当する物質		
物質群 2	分子量1,000以上の物質（重合体に限る）		
物質群 3	米国、EUのいずれか又は両方で食品添加物として認可されている物質	565件	著しく低い
物質群 4	米国、EUのいずれか又は両方で合成樹脂等の添加剤として使用が認可されている物質		
物質群 5	ばく露量又はばく露機会が少ない物質（以下のいずれか） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 食事中濃度が0.05mg/kg以下（Cramer構造分類がクラス1のものは0.9mg/kg以下）</li> <li>• 接着剤</li> <li>• 用途が限定的</li> <li>• 生産量・輸入量が少ない</li> <li>• 取り扱う事業者が限定的</li> </ul>	233件	低い
物質群 6	物質群 1～5 以外の物質	42件	高い